

道の駅朝日基本設計業務委託説明書

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、発注者が拡充整備を計画している道の駅朝日について、令和2年度に作成した「道の駅朝日拡充基本計画」（以下、「基本計画」という。）に掲げる整備目的・基本コンセプト・導入施設の整備方針等を踏まえ、隣接する高速ネットワークを使った交流人口の創出、東北・北陸とのハブ機能など魅力的で持続可能な道の駅となるよう、基本設計を作成することを目的とする。

なお、基本設計の作成にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ①受注者は、発注者と十分に意見調整を行いながら、設計を行うものとする
- ②拡充基本計画に掲げる「整備計画の方針」を踏まえながらも、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。

(2) 業務内容

本業務は、基本計画に掲げる整備の目的・基本コンセプト・導入施設の整備方針を踏まえ、発注者の意図を十分理解して、その要求を達成するために、蓄積した専門技術を駆使し、「施設配置」「構造」「設備」「平面図」「立面図」「断面図」等をまとめ、空間構成を具体化することを目的とした道の駅「朝日」の基本設計を行うものである。

基本設計業務

- ・建築基本設計業務 N=1 式
- ・外構基本設計業務 N=1 式
- ・再エネ導入・ZEB化検討調査計画策定業務 N=1 式

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す3つの事項である。

- ① 眺望と調和し、地域の特性と意匠・空間を考慮した木造の道の駅及び公園緑地を整備する際の工夫について
- ② 持続可能な活動を実現する道の駅を整備する際の留意点について
- ③ 防災及び子育て支援の拠点として道の駅を整備する際の工夫について

(3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から令和5年3月31日まで

(4) 業務実施上の条件

- 1) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。ただし、担当技術者及

び照査技術者に係る要件については、技術提案書により確認する。

①同種又は類似業務等の実績

参加表明書を提出する者は、平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等（注1）が発注した下記[1]若しくは[2]の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

設計共同体の場合は、下記[1]若しくは[2]の実績を構成員により満たすこと。

注1)

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など条文に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

[1] 同種業務：Aを満たす建築物で、Bに該当する基本設計又は実施設計を含む設計業務

A. 構造：木造

B. 延べ床面積1,000m²以上の施設の新築又は改修の設計（総合）

[2] 類似業務：Aを満たす建築物で、Bに該当する基本設計又は実施設計を含む設計業務（同種を除く）

A. 構造：木造以外

B. 延べ床面積1,000m²以上の施設の新築又は改修の設計（総

合)

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはない。

2) 配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。

以下のいずれかの資格を有する者とする。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

選定通知の日は令和4年7月15日(金)を予定する。

① 予定管理技術者、予定照査技術者及び予定担当技術者に求める資格

予定管理技術者が以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として選定されない。

予定照査技術者は以下のいずれかの資格を有する者とする。以下の要件を満たさない場合、提出された技術提案書は無効とする。

予定担当技術者については以下の要件を満たさない者でも配置可能であるが、技術評価点のウェイトは0点となる。

- ・ 建築士資格（一級、構造設計一級、設備設計一級）
- ・ 技術士（総合技術監理部門－建設）
- ・ 技術士（建設部門）
- ・ RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・ 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）

3) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

① 予定管理技術者及び予定照査技術者

予定管理技術者は、1) ①参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。(再委託による業務の実績は含まない)ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものと

し、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

② 予定担当技術者

予定担当技術者は、平成24年度以降公示日までに完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した下記[1]若しくは[2]のいずれかの実績を有していれば優位に評価する。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していれば優位に評価する。(再委託による業務の実績は含まない)ただし、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務とする。

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはない。

また、上記の期間に、休業を取得した場合は、評価対象期間を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

[1] 同種業務：延べ床面積1,000m²以上の公共若しくはそれに準ずる施設の
新築又は改修に関する基本設計若しくは実施設計業務

[2] 類似業務：延べ床面積1,000m²未満の公共若しくはそれに準ずる施設の
新築又は改修に関する基本設計若しくは実施設計業務

(5) その他

本業務の特記仕様書(案)は別添-1のとおりである。

2. 担当部局

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市観光課観光交流室

電話：0254-53-2111(代表)

電子メール：kanko@city.murakami.lg.jp

3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添-2(様式-1~6、A4判)に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術

	<p>者を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成24年度以降公示日までに完了した、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した業務等の実績（再委託による業務の実績は含まない）を対象とする。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・記載する業務数は、1件とする。 ・国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等発注の平成30年度～令和3年度（表彰年度）の優良技術者表彰等の表彰実績について記載する。なお、優良技術者表彰について記載する場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。写しがないものは評価しない。 ・記載する様式は様式-2とする。 ・予定担当技術者及び照査技術者に関する資料は、技術提案書提出時に提出すること。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・設計共同体により業務を実施する場合及び当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は業務実施体制について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ②設計共同体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記述すること。 ③管理技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。 ④担当技術者は、構成員毎に最大8名まで配置できる。 ⑤各構成員が実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。 ⑥各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査を行うこと。 ⑦一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その

	<p>理由（企業の技術的特徴）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－3、8とする。
企業の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受注又は実施した「同種又は類似業務」について記載する。 ・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した業務等の実績（再委託による業務の実績は含まない）とする。 ・記載する業務数は、1件とする。 ・記載様式は様式－4とする。
優良業務表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等発注の平成30年度～令和3年度（表彰年度）の優良業務表彰等の表彰実績について様式－5に記載する。なお、優良業務表彰等について記載する場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。写しがないものは評価しない。
予定管理技術者の過去10年間の当該市、周辺での受注実績	<ul style="list-style-type: none"> ・予定管理技術者の平成24年度以降公示日までに完了した当該市、周辺での業務実績（再委託による業務の実績は含まない）について記載する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・当該市、周辺での業務実績は、国、都道府県、政令市、市町村の公共事業を実施する機関又は特殊法人等の発注の業務とする。 ・記載様式については、「予定管理技術者」は様式－6とする。

4. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

文書及び電子データ（CD-ROM）を持参により提出すること。ただし、発注者の承諾を受けた場合は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は5MB以下に限る。）によることができる。電子メールの場合は必ず着信確認を行うこと。これら以外の方法での提出は無効とする。

電子データによる参加表明書は、配布された様式によるファイル形式で作成を行うものとする。

複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ、ファイル容量は5MB以内で作成すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、zip形式とする。

また、やむを得ず5 MBを超える場合は、必要書類一式及び必要書類一式を保存したCD-ROM等を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出するものとし、電子メールにより次の内容を記載した書面のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

契約書などの印がついているものは、スキャナー等で読み込み、PDF、JPEG等のファイル形式に変換して提出するものとする。

プリントアウト時に規定の枚数となるように設定しておくこと。

なお、提出された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

1) 契約書等の写し

業務の実績として記載した業務について、その業務を担当した事及び業務内容が確認できる契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書の該当部分の写しを提出すること。

また、第三者が同種又は類似の業務として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを提出すること。

なお、関連資料が不十分等、実績が確認できない場合は、選定しない。

- 2) 優良技術者表彰については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に認定された表彰は対象としない。
- 3) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
- 4) 担当技術者及び照査技術者に関する資料は、技術提案書提出時に提出すること。

(3) 提出先

2. に同じ

(4) 受領期限

令和4年7月11日（月）17時00分までに持参により提出すること。ただし、郵送又は電子メールにより提出する場合は、令和4年7月11日（月）17時00分までに必着とする。

5. 説明書等の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、1)の期間内に、文書（書式自由、ただし規格はA4判）を持参、郵送（書

留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより提出すること。電子メールによる場合は、必ず着信確認を行うこと。FAXによるものは受け付けない。

1) 受付期間

①参加表明書に係る質問

令和4年7月1日(金)から令和4年7月6日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②技術提案に係る質問

令和4年7月1日(金)から令和4年8月8日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

③その他の質問

令和4年7月1日(金)から令和4年8月30日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

2) 受付場所

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市観光課観光交流室

TEL 0254-53-2111 (代表)

電子メール:kanko@city.murakami.lg.jp

(2) 質問書の提出にあたっては、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間(休日を含まない)以内に村上市公式ホームページ上で行う。ただし、質問を受理した日から参加表明書、技術提案書及び見積書の提出期限までの期間が7日間に満たない場合は、次の①～③に示す日までに回答を行うものとする。

①参加表明書に係る質問に対する回答:参加表明書提出期限日の2日前

②技術提案書に係る質問に対する回答:技術提案書提出期限日の3日前

③その他の質問に対する回答:見積提出期限の3日前

6. 技術提案書の提出者に要求される資格要件および技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア. 単体企業

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2) 村上市における令和 4・5 年度の「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、村上市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、村上市発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ. 設計共同体（異業種 J V の場合）

以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「道の駅朝日基本設計業務委託設計共同体運用基準」（令和 4 年 7 月 1 日付け村上市長）に示すところにより村上市長から道の駅朝日基本設計業務委託に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2) 村上市における令和 4・5 年度の「建設コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。
なお、参加資格の認定は設計共同体を構成する構成員がそれぞれ有し、「建設コンサルタント」と「一級建築設計」の参加資格の認定を構成員により満たす者とする。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、村上市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、村上市発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

6) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(2) 参加者間の公平性

技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ)子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。(ロ)において同じ。)と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。(ロ)において同じ。)の関係にある場合

(ロ)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ)一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④組合の理事

⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(ロ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生

法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）
を現に兼ねている場合

(ハ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の選定、特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体含む。）とその構成員が同一の選定・特定手続に参加している場合その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

なお、本業務に参加できないにもかかわらず、特定に至った場合においては、指名停止要領に基づく指名停止措置等を行うことがある。

(3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 企業の評価

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価のウェイト
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	一級建築士事務所等登録	(様式-7) 下記の順位で評価する。 ① 当該業務に関する登録（一級建築士事務所）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ② ①以外	(10) ①10 ②0
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容		(様式-4) 下記の順位で評価する。 ① 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、特殊法人等が発注した同種業務の実績がある。 ③ 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、	(20) ①20 ②12 ③8 ④4 ⑤非選定

				<p>都道府県、政令市、市町村が発注した類似業務の実績がある。</p> <p>④ 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、特殊法人等が発注した類似業務の実績がある。</p> <p>⑤ ①②③④以外は選定しない。</p> <p>なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いをしない。</p>	
			過去4年間の優良業務表彰の有無	<p>(様式-5)</p> <p>国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等発注の平成30年度～令和3年度(表彰年度)の優良業務表彰等の表彰の実績について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 各地方整備局長表彰の実績あり</p> <p>② 各地方整備局事務所長表彰の実績あり</p> <p>③ 都道府県の表彰実績あり</p> <p>④ 市町村の表彰実績あり</p> <p>⑤ 特殊法人等の表彰実績あり</p> <p>なお、優良業務表彰等について記載する場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。写しがないものは評価しない。</p> <p>また、当該業務の内容と著しく乖離があると判断される表彰の実績については評価しない場合もある。</p>	<p>(20)</p> <p>①20</p> <p>②16</p> <p>③12</p> <p>④8</p> <p>⑤4</p>

2) 予定技術者の評価

評価項目	評価の着目点				判断基準	評価のウェイト
予定	資格	資格	技術者資格等	技術者資格等、その専	(様式-2) 下記の順位で評価する。	(10) ①10

管理技術者の経験及び能力	・実績等	要件		門分野の内容	① 建築士資格（一級、構造設計一級、設備設計一級） 技術士資格（総合技術監理部門－建設、建設部門） ② RCCM 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級） ③ ①②以外は選定しない。	② 6 ③ 非選定
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	（様式－2） 下記の順位で評価する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ① 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、特殊法人等が発注した同種業務の実績がある。 ③ 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した類似業務の実績がある。 ④ 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、特殊法人等が発注した類似業務の実績がある。 ⑤ ①②③④以外は選定しない。 なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはいししない。	(20) ① 20 ② 12 ③ 8 ④ 4 ⑤ 非選定
	情報	地域精進度	過去10年間の周辺で	（様式－6） 平成24年度以降公示日までに	(10) ① 10	

	収 集 力	の業務実績 の有無。	<p>完了した業務実績について、下記の 順位で評価する。</p> <p>ただし、管理技術者又は担当技術 者として担当した業務とする。</p> <p>① 当該市における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（新潟県内）で公共事 業を実施する国、都道府県、政 令市、市町村が発注した業務実 績あり。</p> <p>③ 上記に該当しない場合は加点 しない。</p> <p>なお、政令市になる前に発注した 業務は、政令市発注業務としての取 り扱いはしない。</p> <p>また、上記の期間に、休業を取得 した場合は、評価対象期間を延長す ることができるものとし、この場合 においては、休業を取得したことを 証明する書類を添付する。ただし、 他の様式に添付する書類と同様の 場合は省略可。</p>	② 6 ③ 0
		過去 4 年間 の技術者表 彰の有無	<p>（様式－2）</p> <p>国、都道府県、政令市、市町村若 しくは特殊法人等発注の平成 30 年 度～令和 3 年度（表彰年度）の優良 技術者表彰等の表彰の実績につい て、下記の順位で評価する。</p> <p>① 各地方整備局長表彰の実績あ り</p> <p>② 各地方整備局事務所長表彰の 実績あり</p> <p>③ 都道府県の表彰実績あり</p> <p>④ 市町村の表彰実績あり</p> <p>⑤ 特殊法人等の表彰実績あり</p> <p>なお、優良技術者表彰等について 記載する場合は、必ず表彰状の写し</p>	(10) ① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2

				<p>を添付すること。写しがないものは評価しない。</p> <p>なお、上記の期間に、休業を取得した場合は、評価対象期間を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。ただし、他の様式に添付する書類と同様の場合は省略可。</p> <p>また、当該業務の内容と著しく乖離があると判断される表彰の実績については評価しない場合もある。</p>
--	--	--	--	--

3) 業務実施体制

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価のウェイト
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(様式-3、8)</p> <p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる部分が再委託予定となっている。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 	—

(4) 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者は3～5者選定する。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。

7. 選定・非選定通知

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として3～5者程度選定する。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。技術提案書の提出者として選定したものに

は、文書により通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を同じく文書により通知する。

(2) 上記(1)の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)を持参、郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。)又は電子メールにより、村上市に対して非選定理由について説明を求めることができる。電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含む。)以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：2. に同じ

受付日時：土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで。

8. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、6. の資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添-3(様式-9)に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。・担当技術者は、最大8名まで記載できる。ただし、設計共同体の場合は、構成員毎に最大8名まで記載できる。・設計共同体の場合、各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。・技術提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とす

	<p>る場合には、企業名等も記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－9 とする。
予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成24年度以降公示日までに完了した、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した業務等の実績（再委託による業務の実績は含まない）を対象とする。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・記載する業務数は、配置予定の担当技術者それぞれ1件とする。 ・国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等発注の平成30年度～令和3年度（表彰年度）の優良技術者表彰等の表彰実績について記載する。なお、優良技術者表彰について記載する場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。写しがないものは評価しない。 ・記載する様式は様式－11、12 とし、技術者1名につきA4判1枚に記載する。
予定技術者の過去10年間の当該市、周辺での業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の担当技術者の平成24年度以降公示日までに完了した当該市、周辺での業務実績（再委託による業務の実績は含まない）について記載する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。 ・当該市、周辺での業務実績は、国、都道府県、政令市、市町村の公共事業を実施する機関又は特殊法人等の発注の業務とする。 ・記載様式については、様式－13 とし、配置予定技術者1名につきA4判1枚に記載する。
実施方針・実施フロー・工程表・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－14 とし、A4判1枚に記載する。 ・本説明書に対する意見、仕様書（案）等に表示される業務内容に対する有益な代替案、重要事項の指摘等があれば記載する ・地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があれば記載する。 ・記載様式は様式－15 とし、A4判1枚以内に記載する。
評価テーマに対する技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本説明書の1.（2）業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式-16とし、1テーマにつきA3判1枚若しくは2枚に記載する。
--	--

参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・参考見積は、積算の際の参考および技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積もりを依頼する。
------	--

(4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は、3,700万円(税込み)程度を想定している。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(6) 技術提案の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ①資料名 : 令和元年度 村日委第3号 道の駅「朝日」土木造成基本設計業務委託
- 村日委第1号 朝日温海道路IC周辺土地利用基本構想策定業務
- 村日委第2号 朝日まほろばICアクセス道路詳細設計業務委託
- 村日委第1号 朝日温海道路IC周辺土地利用基本計画策定業務委託
- 村日委第3号 道の駅「朝日」縦横断測量業務委託
- 村日委第4号 朝日まほろばICアクセス道路詳細設計その2業務委託
- 村日委第5号 朝日まほろばICアクセス道路用水パイプラインほか詳細設計業務委託

②閲覧場所: 2. に同じ

③閲覧期間: 技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(要予約)

9. 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限

(1) 提出方法

文書及び電子データ（CD-ROM）を持参により提出すること。ただし、発注者の承諾を受けた場合は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（添付するファイル容量は5MB以下に限る。）によることができる。電子メールの場合は必ず着信確認を行うこと。これら以外の方法での提出は無効とする。

電子データにより参加表明書を提出する場合は、配布された様式によるファイル形式で作成を行うものとする。

複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ、ファイル容量は5MB以内で作成すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、zip形式とする。

また、やむを得ず5MBを超える場合は、必要書類一式及び必要書類一式を保存したCD-ROM等を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出するものとし、電子メールにより次の内容を記載した書面のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

契約書などの印がついているものは、スキャナー等で読み込み、PDF、JPEG等のファイル形式に変換して提出するものとする。

プリントアウト時に規定の枚数となるように設定しておくこと。

なお、提出された技術提案書がカラーの場合、プリントアウトはカラー印刷で行う。

(2) 提出先

2. に同じ

(3) 提出期限

令和4年8月15日（月）17時00分までに持参により提出すること。ただし、郵送又は電子メールにより提出する場合は、令和4年8月15日（月）17時00分までに必着とする。

10. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは、以下のとおりである。

1) 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト		
				管理技術者	担当技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	(様式-2、11、12) 下記の順位で評価する。 ① 建築士資格（一級、構造設計一級、設備設計一級） 技術士資格（総合技術監理部門-建設、建設部門） ② RCCM 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級） ③ ①～②以外のもの	① 2 ② 1 ③ 非特定	① 2 ② 1 ③ 加点しない	① 2 ② 1 ③ 技術提案書無効
		業務執行技術力	(様式-2、11、12) 下記の順位で評価する。 ① 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した同種業務の実績がある。 ② 平成24年度以降公示日までに元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等が発注した類似業務の実績がある。 ③ ①～②以外 なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。 記載する業務は1件とする。	① 4 ② 2 ③ 非特定	① 2 ② 1 ③ 加点しない	① - ② - ③ 技術提案書無効
	地域精	(様式-6、13) 平成24年度以降公示日までに完了した業務実績について、下記の順位で評	① 4 ② 2 ③ 0	① 4 ② 2 ③ 0	-	

		<p>通 度</p> <p>価する。 ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。</p> <p>① 当該市における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（新潟県内）で公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した業務実績あり。</p> <p>③ 上記に該当しない場合は加点しない。</p> <p>なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。</p> <p>また、上記の期間に、休業を取得した場合は、評価対象期間を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。ただし、他の様式に添付する書類と同様の場合は省略可。</p>			
	<p>成 績 ・ 表 彰</p>	<p>優 良 表 彰</p> <p>（様式－ 2、11） 国、都道府県、政令市、市町村若しくは特殊法人等発注の平成 30 年度～令和 3 年度（表彰年度）の優良技術者表彰等の表彰の実績について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 各地方整備局長表彰の実績あり</p> <p>② 各地方整備局事務所長表彰の実績あり</p> <p>③ 都道府県の表彰実績あり</p> <p>④ 市町村の表彰実績あり</p> <p>⑤ 特殊法人等の表彰実績あり</p> <p>なお、優良技術者表彰等について記載する場合は、必ず表彰状の写しを添付すること。写しがないものは評価しない。</p> <p>なお、上記の期間に、休業を取得した場合は、評価対象期間を延長することができるものとし、この場合においては、</p>	<p>①10</p> <p>② 8</p> <p>③ 6</p> <p>④ 4</p> <p>⑤ 2</p>	<p>①10</p> <p>② 8</p> <p>③ 6</p> <p>④ 4</p> <p>⑤ 2</p>	<p>—</p>

		休業を取得したことを証明する書類を添付する。ただし、他の様式に添付する書類と同様の場合は省略可。 また、当該業務の内容と著しく乖離があると判断される表彰の実績については評価しない場合もある。			
--	--	--	--	--	--

2) 実施方針について

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト	
				書面	ヒアリング
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10	
	その他		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10	
			地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	10	

3) 評価テーマについて

評価項目	評価の着目点		判断基準	評価のウェイト	
				書面	ヒアリング
評価テーマに対する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	8	
	評価	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	6	

テーマ ①		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	6	
		当該業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	2	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	6	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	6	
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	2	
	独創性	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	4	
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	2	
	評価 テーマ ②	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	6
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	6
			当該業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	2
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	6
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	6
利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。			2	
独創性		周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	4	
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	2	

評価 テーマ ③	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	6
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	6
		当該業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	2
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	6
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	6
		利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	2
	独創性	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。	4
		複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。	2

4) 参考見積りに関する確認

評価 項目	評価の着眼点	評価のウェイト	
		書 面	ヒア リ ン グ
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は 非特定	

(※) 担当技術者は最大8名まで記載できる。ただし、設計共同体の場合は、構成員毎に8名まで記載できる。

単体企業における担当技術者の評価は、業務実施体制(様式-10)で記載された担当技術者が3名以上の時は登録順位(記載の番号順)の上位2名の平均、担当技術者が2名の時は上位1名で評価する。

設計共同体における担当技術者の評価は、業務実施体制(様式-10)で記載された、担当技術者が3名以上の時は登録順位(記載の番号順)の上位2名の平均、担当技術

者が2名の時は上位1名で、構成員毎に評価した後、それぞれの結果を平均してその値で評価する。設計共同体における業務実施体制(様式-10)は構成員毎に作成する。

なお、業務実施体制(様式-10)で記載された、担当技術者が3名以上の時は登録順位(記載の番号順)3位以降、担当技術者が2名の時は2位の技術者については、技術提案書添付の(様式-11)及び(様式-13)は提出不要とする。

11. ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う

- ①実施場所：村上市役所 5階第四会議室(予定)
- ②実施日時：令和4年8月18日(木)～令和4年8月25日(木)
- ③ヒアリングの時間は協議の上、決定する。
- ④出席者：予定管理技術者(又は予定担当技術者)

ヒアリング同席予定の技術者は、事前に最大5名まで書面により申し出るものとし、ヒアリング当日にそのうちの3名の同席を認める。

但し、ヒアリングに関する発言は、予定管理技術者が行うものとする。

また、予定管理技術者の代理として予定担当技術者が出席する場合は、技術提案書の提出までにその旨を書面により申し出るものとし、その場合、書面により申し出た予定管理技術者の代理以外の出席は認めない。

なお、申し出の内容に変更があった場合、原則、技術提案書の提出期限まで変更を認めるものとし、その場合、申し出の変更を行うものとする。

(2) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 事故、異常気象等のやむを得ない理由以外にヒアリングを欠席した場合は、10.(1)の2)及び3)を加点しない。

12. 特定・非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。技術提案書を特定したものには、文書により通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を同じく文書により通知する。

(2) 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、文書により村上市に対して非特定理由について説明を求めることができる。また、文書により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより、村上市に対して非特定理由について説明を求めることができる。電子メールによる場合は、電子メール送信後、必ず着信確認を行うこと。

・受付場所：2. と同じ

・受付日時：土曜日、日曜日及び休日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

(3) 上記 (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含む。）に書面により行う。

13. 契約書作成の要否

(1) 村上市の契約書により契約書を作成するものとする。

(2) 記名押印の上、1 通を村上市に提出すること。

14. 契約保証金

免除

15. 支払条件 前払金 有

前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の請求を行う場合には、原則、原則、電磁的記録として発行された保証証書を取り扱うこととし、当該保証証書を閲覧するために保証事業会社から交付される保証契約番号及び認証情報を提供することを求めるものである。

16. 関連情報を入手するための照会窓口

2. に同じ

17. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 6. (1) 2) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

- (3) 同種又は類似業務の実績については、我が国及び WTO 政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (4) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は、各構成員の分担業務）に係る公示の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- 上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の1)から3)までのいずれかの基準に該当する場合の当該建設業者を言うものとする。
- 1) 資本関係
- 本業務の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。
- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- 2) 人的関係
- 本業務の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。
- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合
- 本業務の受注者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体含む。）とその構成員の関係にある場合。その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (5) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあ

る。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・白紙である場合
- ・説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・説明書及び全ての配布資料（変更分を含む。）をダウンロードしていない又は指定する方法で交付を受けていない場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

(8) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 特定されなかった場合、提出された技術提案書は廃棄するものとするが、返却を希望する場合はその旨を技術提案書に記載すること。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとし、特定された技術提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得るものとする。

(10) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

(11) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(12) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

(13) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(14) 障害発生時等の問い合わせ先は、2. のとおりとする。

－以上－